

'13.10.改定



富士火災

Member of AIG

2013年10月1日以降保険始期用

# 国内旅行総合保険

[国内旅行傷害保険]



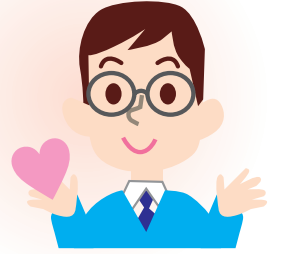
Web約款

～地球に優しい選択～

紙資源節減のため「Web約款」をおすすめします。

# 旅には楽しさ、プラス安心が大切。

富士火災の国内旅行総合保険は、国内の旅行中の偶然な事故によるケガや盗難、賠償責任などを補償する保険です。  
 安心してご旅行を楽しむためには、まず国内旅行総合保険のご加入から。



## ■こんな場合に保険金をお支払いします。

国内旅行中のさまざまなアクシデントに対応します。

ケガ	賠償責任	携行品	救援者費用
交通事故、飛行機事故、スポーツ中の事故などで、ケガをされたとき。 	ホテルの物をこわしたり、他人にケガをさせたりして損害賠償責任が生じたとき。 	スーツケース・カメラ・時計などが盗難などにより損害をうけたとき。 	ご旅行中にケガのため14日以上入院され、ご家族の方が現地にかかけ、交通費、宿泊費がかかったとき。 

## ■国内旅行総合保険のご説明

		保険金をお支払いする主な場合	
基本補償(傷害)	死亡・後遺障害保険金	国内旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	①死亡された場合、死亡・後遺障害保険金 ※1 死亡保険金をお支払いする原因となる場合、死亡保険金額から既に死亡保険金をお支払いしている場合は、死亡保険金額から既に死亡した部分の金額を控除して死亡保険金をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害]の程度に応じて普通保険(注1)をお支払いする保険金は、保険期間中に死亡した場合は、死亡保険金(注2)を控除して死亡保険金をお支払いします。 (注1)お支払いする保険金は、保険期間中に死亡した場合は、死亡保険金(注2)を控除して死亡保険金をお支払いします。 (注2)既に後遺障害のある被保険者が死亡した場合は、死亡保険金(注2)を控除して死亡保険金をお支払いします。
	入院保険金	国内旅行中の事故によるケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	[入院保険金日額×入院日数] ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の日数を計算します。
	手術保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられた場合 ※所定の手術とは、次のAまたはBをいいます。 A. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。)ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。 B. 先進医療(注)に該当する手術 (注)健康保険法等の規定に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所において行われる高度な医療技術を用いた療養をいいます。すべての最先端医療をいうものではありません。先進医療の種類、取扱病院および要件については、厚生労働省ウェブサイト( <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryuhoken/sensiniryu/index.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryuhoken/sensiniryu/index.html</a> )をご確認ください。	次のいずれかの金額をお支払いします。 180日以内の手術1回に限り、 ①入院中に受けた手術の場合、手術料の50%を上限としてお支払いします。 ②①以外の手術の場合、手術料の50%を上限としてお支払いします。
	通院保険金	国内旅行中の事故によるケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(通院に準じた状態※および往診を含みます)された場合 ※骨折、脱臼、靭帯損傷等で、普通保険約款別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した状態をいいます。	[通院保険金日額×通院日数] ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の日数を計算します。
オプション(特約)	個人賠償責任特約	国内旅行中に偶然な事故により誤って他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合	1回の事故につき、個人賠償責任保険(注1)損害の発生および拡大の防止に努めます。 (注2)この特約には「賠償事故解決特約」が適用され、賠償金のお支払いと併せて、調停もしくは訴訟の手続(注3)の費用をお支払いいたします。
	携行品特約	国内旅行中に、偶然な事故により、被保険者が携行している身の回り品(携行品)に損害が発生した場合(注)携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなどをいい、次のものは含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本(本などの原稿)、設計書、船舶(ヨット・モーターボートを含みます)、自動車(オートバイを含みます)、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物など	携行品1つ(1組または1対)あたり10,000円(時価)のうち低い額をお支払いします。 (注1)お支払いする保険金は携行品の時価の50%を上限としてお支払いします。 (注2)1回の事故につき、3,000円を上限としてお支払いします。
	救援者費用等補償特約	国内旅行中に、 ①事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 ②被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ③事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索、救助活動が必要なが警察などにより確認された場合	救援者費用等保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地への往復交通費(救援者2名、1名) ③現地での宿泊料(救援者2名、1名) ④現地からの移送費用(遺体輸送費用、移送のために要した移転費、医師の診察料) ⑤諸雑費(3万円まで) ※被保険者が払戻しを受けた帰宅の費用は差引きます。

■ 保険金額(ご契約金額)・保険料表

保 険 期 間		1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで		13泊14日まで		
契 約 コ ー ス		J7	J8	K7	K8	L7	L8	M7	M8	
保 険 金 額	基本補償	死亡・後遺障害	3,209万円	470万円	1,711万円	513万円	2,737万円	637万円	2,031万円	464万円
	特 約	入院保険金日額	10,000円	8,000円	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円
		通院保険金日額	6,000円	5,000円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	2,500円
		賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		携行物品 (自己負担額3,000円)	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
		救済者費用等	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
保 険 料		1,500円	1,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,200円	2,500円	1,500円	

※以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

- ①被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- ②被保険者の同意がない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)

特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険金額の全額をお支払いします。※1                      となったケガに対して、既に後遺障害保険金をお支払いしているお支払いした後遺障害保険金の額を控除した残額となります。後遺障害保険金額×保険金支払割合※2をお支払いします。後遺障害保険金額×保険金支払割合(4%~100%)                      間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。ケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害して保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>含めて180日以内の入院に限りです。</p> <p>ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて入院保険金日額×10倍=手術保険金の額                      入院保険金日額×5倍=手術保険金の額</p> <p>含めて180日以内の通院に対して90日を限度とします。</p> <p>保険金額を限度に保険金をお支払いします。                      必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合(国内旅行傷害保険用)が自動的にセットされ、折衝、示談ま弁護士を選任を含みます。)は原則として弊社で行います。</p> <p>5万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、修繕費または召喚保険金額をもって保険期間中の限度とします。                      (自己負担額)をご自身で負担いただきます。</p> <p>保険契約者、被保険者および親族の方が支出した次の費用を(分まで)                      (につき14日分まで)                      費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくは病院に看護士の付添いに要する費用を含みます。)※                      など                      ための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰</p>	<p>1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ                      ①故意または重大な過失                      ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為                      ③無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ                      ④脳疾患、病気または心神喪失                      ⑤地震、噴火、津波                      ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</p> <p>2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>3. スカイドайピング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ</p> <p>など</p> <p>ただし、地震、噴火、津波および上記危険な運動中の事故につきましては、事前に割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。</p>
	<p>1. 故意、地震、噴火、津波による損害賠償                      2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償                      3. 職務遂行に直接起因する損害賠償(仕事上の損害賠償)                      4. 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償                      5. 同居の親族に対する損害賠償</p> <p>など</p>
	<p>1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害                      ①故意または重大な過失 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動                      2. 差し押さえ、没収などの公権力の行使                      3. 欠陥、自然消耗、虫食い 4. 置き忘れ、紛失                      5. 擦傷・塗料のはがれなど外観のみの損傷で、機能に支障をきたさない損傷                      6. ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間のそのスポーツに使用する用具に発生した損害</p> <p>など</p>
	<p>1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた費用                      ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為                      ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ                      ③脳疾患、病気または心神喪失                      ④地震、噴火、津波                      ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</p> <p>2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>3. スカイドайピング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ</p> <p>など</p> <p>ただし、ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山中における事故につきましては、事前に割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、左記お支払いする保険金②~⑤をお支払いします。</p>



## 1 商品の概要

この保険は国内旅行中の偶然な事故により被保険者(保険の対象となる方)がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。

## 2 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は1か月以内で、かつ、旅行期間にあわせてご設定ください。  
また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書などにてご確認ください。

## 3 引受条件(保険金額等)

保険金額(ご契約金額)等の設定については、次の点にご確認ください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書などにてご確認ください。

- (1) 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- (3) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。
- (4) 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。
  - ① 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
  - ② 被保険者の同意がない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)
- (5) 被保険者の年齢によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

## 4 保険料

保険料は保険金額・保険期間等により決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書などにてご確認ください。

## 5 保険料の払込方法

保険料はご契約と同時に全額をお支払いいただきます。  
なお、クレジットカード払をご選択いただくこともできますが、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

## 6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 7 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還いたします。

## 8 保険金の代理請求制度について

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人(親権者、成年後見人等)がいらっしゃらない場合に、次の①~③の方により保険金を請求いただくことができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合)
- ③ ①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族(①、②の方がいづれもいらっしゃらない場合または①、②の方がいづれにも保険金を請求できない事情がある場合)

## お得な団体割引もございます

20名様以上まとめてご契約されますと一般でのご加入よりお得な団体割引が適用されます。  
詳しくは、取扱代理店・営業社員までご照会ください。

被保険者数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
割引率	5%	10%	15%	20%
団体最低保険料	10,000円	50,000円	250,000円	500,000円

ご契約に際しては、保険商品について重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明)」をご用意していますので必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

<p>商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災</p> <p><b>お客さまセンター</b> <b>0120-228-386</b></p> <p>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を) ●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)</p>	<p>事故の受付・ご相談は… 富士火災</p> <p><b>セイフティ24コンタクトセンター</b> <b>0120-220-557</b></p> <p>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 <b>24時間・365日</b> <b>受け付けております。</b></p>	<p>ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災</p> <p><b>このパンフレットの電話番号はおかけ間違いのないように</b></p> <p><b>お客さまの声室</b> <b>0120-246-145</b></p> <p>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後7:00 (年末年始を除きます。)</p>	<p>弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会</p> <p><b>そんぽADRセンター</b> <b>0570-022-808</b></p> <p>*PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。) <b>*電話料金はお客様負担となります。</b></p>
--	--	---	---

●保険料お支払いの際は、「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 富士火災海上保険株式会社

〒105-8622  
東京都港区虎ノ門4-3-20  
TEL.03-5400-6000(大代表)  
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは